

改正 昭和50年 7月18日 条例第28号  
昭和51年12月24日 条例第56号  
昭和55年10月24日 条例第60号  
平成元年 3月24日 条例第 6号  
平成 9年 3月28日 条例第 3号  
平成11年 3月26日 条例第26号  
平成12年 3月28日 条例第80号  
平成14年 3月29日 条例第35号  
平成26年3月28日 条例第19号  
平成26年12月24日 条例第67号  
平成31年3月22日 条例第18号  
令和8年3月27日 条例第20号

鹿児島県工業用水道給水条例をここに公布する。

鹿児島県工業用水道給水条例

(趣旨)

第1条 この条例は、鹿児島県が供給する工業用水の料金その他の給水条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 使用者 [第5条](#)の規定により通知を受けた者をいう。
- (2) 時間基本使用水量 使用者に供給する1時間あたりの水量をいう。
- (3) 基本使用水量 時間基本使用水量に24を乗じて得た水量をいう。
- (4) 超過使用水量 時間基本使用水量をこえて使用した水量をいう。
- (5) 給水施設 県が設置した配水管から分岐して使用者が施設する給水管、受水槽及び水量メーターをいう。

(給水の対象)

第3条 工業用水の供給は、1日100立方メートル以上の水量を使用する者に対して行なう。ただし、知事は、公益上特に必要があると認めた場合においては、100立方メートル未満の水量を使用する者に対しても給水することができる。

(給水の申請)

第4条 工業用水の給水を受けようとする者は、1日の使用水量及び1時間あたりの最大使用水量を定めて知事に申請しなければならない。

(基本使用水量等の決定)

第5条 知事は、[前条](#)の申請を適当と認めたときは、給水能力の範囲内において、当該申請者の基本使用水量及び時間基本使用水量を決定し、申請者に通知するものとする。

(基本使用水量等の変更)

第6条 基本使用水量及び時間基本使用水量は、年度の中途においては、これを変更しない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合においては、この限りでない。

2 [前2条](#)の規定は、[前項ただし書](#)の場合に準用する。

(給水施設の工事)

第7条 給水施設の新設、増設、修繕、撤去等の工事(以下「工事」という。)は、使用者が行なうものとする。ただし、知事は、使用者の申し込みにより、工事の全部又は一部を行なうことができる。

2 [前項](#)の工事に要する費用は、使用者の負担とする。

3 [第1項本文](#)の規定により、使用者が工事を行なう場合においては、知事の設計審査、材料検査及び工事完成検査を受けなければならない。

(給水施設の管理)

第8条 使用者は、善良な管理者の注意をもつて給水施設を管理しなければならない。

2 給水施設の維持及び管理に要する費用は、使用者の負担とする。

(給水の原則)

第9条 工業用水の給水は、天災その他不可抗力による場合又は工業用水道施設の維持改良工事等のため、やむを得ない場合を除き、給水を制限し、又は停止しない。

2 [前項](#)に掲げる場合において、給水の制限又は停止により使用者に損害を生ずることがあつても、知事は、その責任を負わない。

(適正使用の原則)

第10条 使用者は、工業用水を常時均等に使用するよう努めなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、使用者に対し工業用水の使用法について適切な措置を命ずることができる。

(用途の制限)

第11条 使用者は、工業用水を工業若しくは消火以外の目的に使用し、又は譲渡してはならない。

(水質及び水圧の基準)

第12条 工業用水の水質及び水圧は、[別表第1](#)に掲げる基準によるものとする。

2 使用者は、供給される工業用水の水質又は水圧が[前項](#)の基準に適合していないと認めるときは、知事に対し、その基準に適合するよう改善すべきことを請求することができる。

(使用料)

第13条 工業用水の使用料は、[別表第2](#)に掲げるとおりとする。

2 使用料は、当該月分を翌月20日までに納入通知書又は口座振替の方法により納付しなければならない。

(令8条例20・一部改正)

(責任使用水量制)

第14条 [前条](#)の基本使用料の算定については、使用者の実使用水量が基本使用水量に満たない場合においても、これを使用したものとみなす。

(手数料)

第15条 [第7条第3項](#)の規定により行なう検査等の手数料は、[別表第3](#)のとおりとする。

2 手数料は、申請の際現金で納付しなければならない。

(料金等の減免)

第16条 知事は、特別の理由があると認めた場合においては、使用料又は手数料を減免することができる。

(延滞金)

第17条 知事は、使用者が、工事費、使用料又は手数料を定められた期限内に納付しないときは、その者から納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額100円につき年10.75パーセントの割合で計算した金額に相当する延滞金を徴収することができる。

(過料)

第18条 使用者が、偽りその他不正の手段により使用料又は手数料の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(平12条例80・一部改正)

(企業管理規程への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。  
(鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
- 2 鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例(昭和45年鹿児島県条例第9号)の一部を次のように改正する。  
第2条第2項の表を次のように改める。

| 名称         | 給水区域                                                 | 1日の最大給水量     |
|------------|------------------------------------------------------|--------------|
| 鹿児島臨海工業用水道 | 鹿児島市の次の区域<br>南栄1丁目<br>南栄2丁目<br>南栄3丁目<br>南栄4丁目<br>卸本町 | 29,000立方メートル |

附 則(昭和50年7月18日条例第28号)  
この条例は、昭和50年8月1日から施行する。

- 附 則(昭和51年12月24日条例第56号)
- 1 この条例は、昭和52年1月1日から施行する。
- 2 昭和52年1月1日から昭和52年9月30日までの間における改正後の鹿児島県工業用水道給水条例別表第2の規定の適用については、同表中「14円」とあるのは「12円」と、「28円」とあるのは「24円」とする。

附 則(昭和55年10月24日条例第60号)  
この条例は、昭和55年11月1日から施行する。

附 則(平成元年3月24日条例第6号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2から6まで (省略)
- (鹿児島県工業用水道給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 施行日前から継続して工業用水を使用している者の平成元年4月分の使用料については、第12条の規定による改正後の鹿児島県工業用水道給水条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8から11まで (省略)

附 則(平成9年3月28日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2から12まで (省略)

附 則(平成11年3月26日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第80号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月29日条例第35号)  
この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第19号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則(平成26年12月24日条例第67号)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県工業用水道給水条例別表第2の規定の適用については、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間においては同表中「45円」とあるのは「32円」と、「90円」とあるのは「64円」とし、同年4月1日から平成33年3月31日までの間においては同表中「45円」とあるのは「40円」と、「90円」とあるのは「80円」とする。

附 則(平成31年3月22日条例第18号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 附 則(令和8年3月27日条例第20号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第12条関係)  
(昭50条例28・平11条例26・一部改正)

水質及び水圧の基準

| 項目      | 基準                    |
|---------|-----------------------|
| 水温      | 常温                    |
| 濁度      | 20度以下                 |
| 水素イオン濃度 | ペーハー値6.0以上8.0以下       |
| 水圧      | 配水管末において、0.05メガパスカル以上 |

別表第2(第13条関係)

(昭50条例28・昭51条例56・昭55条例60・平元条例6・平9条例3・平14条例35・平26条例19・平26条例67・平31条例18・一部改正)  
使用料

| 種別    | 使用料                  |
|-------|----------------------|
| 基本使用料 | 基本使用水量 1立方メートルにつき45円 |
| 超過使用料 | 超過使用水量 1立方メートルにつき90円 |

備考 この表の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を使用料の額とする。

別表第3(第15条関係)

(昭50条例28・平元条例6・一部改正)  
手数料

| 種別      | 手数料                    |            |                  |                   |            |                                                                     |
|---------|------------------------|------------|------------------|-------------------|------------|---------------------------------------------------------------------|
| 設計審査手数料 | 1件につき 2,000円           |            |                  |                   |            |                                                                     |
| 完成検査手数料 | 1件につき 1,000円           |            |                  |                   |            |                                                                     |
| 材料検査手数料 | 給水管の延長                 | 10メートル未満   | 10メートル以上50メートル未満 | 50メートル以上100メートル未満 | 100メートル以上  |                                                                     |
|         | 給水管の径                  |            |                  |                   |            |                                                                     |
|         | 75ミリメートル未満             | 円<br>1,900 | 円<br>2,700       | 円<br>3,700        | 円<br>1,000 | 50メートル以上100メートル未満の場合の金額に50メートル(50メートル未満は、50メートルとする。)増すごとに左の金額を加算した額 |
|         | 75ミリメートル以上150ミリメートル未満  | 3,800      | 5,500            | 7,500             | 2,000      |                                                                     |
|         | 150ミリメートル以上250ミリメートル未満 | 5,800      | 8,200            | 11,200            | 3,000      |                                                                     |
|         | 250ミリメートル以上            | 7,700      | 10,900           | 15,000            | 4,000      |                                                                     |